

3-3 全国大学IT活用教育方法研究発表会

本発表会は、文部科学省の後援事業として、ITを活用した教育方法に関する研究の振興普及と優れた教育方法の評価を通して、教育改善に効果的な教育モデルを紹介することを目的とし、平成5年度より継続運営している。また、6年度から本発表会の最優秀賞として、文部科学省より文部科学大臣賞の交付が認められている。発表会の運営・実施は、教育方法研究発表会運営委員会(委員長：東村高良、関西大学)を継続設置し、以下の事業を実施した。

(1) 全国大学IT活用教育方法研究発表会の開催と表彰

発表会の趣旨に沿った内容が発表されるよう、発表申込み時に記述する発表内容(問題の所在、改善内容と方法、実践による改善効果、共通性)の4項目の文字数を増やし、書類選考で判断しやすいようにすることとした。

選考については、選考基準を保つため昨年度に引き続き選考委員会を運営委員中心で構成することとし、選考委員の専門外の分野については、必要に応じて専門委員を外部から招聘し、専門委員の評価を参考にして選考委員が最終的に選考を行うこととした。また、発表内容の質を高めるために、授業のシナリオ作りについて理解いただくことが必要と判断し、発表の全日程が終了した後、参加者を対象に学習目標の詳細化・構造化・系列化、授業スタイルの選択、動機付けの仕掛けを含む授業設計、開発、実施、評価について、基本的な知識をセミナーすることにした。

1次選考は、18年7月1日にアルカディア市ヶ谷(私学会館)を会場に、67件の発表があり、問題の所在、改善の内容と方法、実践による改善効果、共通性などの4つの視点から選考を行い、12件が2次選考に推薦された。なお、発表会には発表者を除き185人が参加した。詳細は、資料編【資料10】を参照されたい。

2次選考は、18年9月9日に私学会館を会場に12件の発表があり、選考委員会の結果について運営委員会にて選定の結果、以下のとおり「文部科学大臣賞」1件、「私立大学情報教育協会賞」1件、「奨励賞」1件を決定し、18年11月24日の第43回総会にて表彰した。

★ 文部科学大臣賞 (1件)

「事例問題に基づく法律知識ベースと論争システムを活用した法創造教育」
明治学院大学法務職研究科 吉野 一氏、他5名

★ 私立大学情報教育協会賞 (1件)

「初学者が自学自習しやすい生理学教材」

女子栄養大学短期大学部生理学研究室 渋谷まさと氏

★ 奨励賞（1件）

「『経済学基礎知識1000題』による学部教育の標準化と質保証」

名古屋学院大学経済学部 児島 完二氏、他2名

（2）発表会および論文誌発行の運営

1次選考に多くの関係者が参加できるように、例年同様に過去の発表会参加者や他の行事参加者、本協会の調査回答者、会誌読者に広く呼びかけ、学長、学部長をはじめとする関係者に配布した。論文の選考に際しては、以下の通り論文執筆規程により対応した。なお、論文の関連内容を電子媒体でも見るができるよう、例年同様に執筆者から提供されたソフトや図表、スライドなどのデータをCD-ROMに収録し、論文誌に添付した。

全国大学IT活用教育方法研究発表会論文執筆規程（2006年7月改訂）

1. 論文誌刊行の目的

論文誌は、大学（短期大学を含む）の教職員による、情報技術及びこれを活用した教育方法の自主的な研究を促進・奨励し、その成果の発表・評価を通じて大学教育全般の質的向上を図ることを目的として刊行する。

2. 論文誌の編集

論文誌の編集及びこれに掲載する論文（以下、「論文」という）の審査は、教育方法研究発表会運営委員会の組織する論文誌編集委員会（以下、「編集委員会」という）が行う。

3. 論文の内容及び形式

論文は、下の各項に掲げる範囲に属し、かつ未発表の研究又は開発成果を内容とし、有用性・新規性等の点において優れていると評価されるものとする。

- ① 情報技術を活用した教育・学習方法の研究
- ② 情報専門分野の教育・学習方法の研究
- ③ 情報リテラシーの教育・学習方法の研究

4. 論文原稿の書式・提出手続き

論文原稿は、「論文原稿・CD-ROM収録資料の作成要領」の規定する書式に従い、編集委員会の定める期日までに提出しなければならない。

5. 論文の審査及び採否の決定

(1) 論文の採否は、下の各項に掲げる審査の過程を経て、編集委員会が決定し、著者に通知する。編集委員会が不採択と決定した論文については、その理由を著者に通知する。

- ① 全国大学IT活用教育方法研究発表会における研究発表（1次選考）

- ② 提出論文の査読（論文選考）
- (2) 採択された論文の掲載形式（「研究論文」又は「研究ノート」等）の別は、編集委員会が決定する。
- (3) 論文は次の場合に不採択とする。
- ① 論文の内容が既に公表されたものである場合
 - ② 論文の内容が不十分で、有用性が認められない場合
 - ③ 論文の構成や文章表現に問題があり、部分的修正では改善の可能性がない場合
 - ④ その他、編集委員会が不適當と判定した場合

6. 論文掲載の辞退

論文の著者が何らかの理由があって論文掲載の辞退を希望する場合には、直ちに著者は編集委員会に対し、署名捺印した理由書を付してその旨を申し出なければならない。

7. 著作権等の取り扱い

(1) 掲載論文及びCD-ROM収録資料（以下、「論文等」という）は、社団法人私立大学情報教育協会（以下、「協会」という）に対して、排他的に無償の利用許諾が無期限でなされたものとして扱う。ただし、利用許諾の範囲は、論文等の複製、翻訳、映像化（翻案）、送信可能化を含む公衆送信に限るものとする。

(2) 論文等の作成に際して利用した素材およびコンピュータプログラム等については、当該素材等の著作者・著作権者・著作隣接権者等から必要な許諾（送信可能化を含む）をあらかじめ得て、その内容を編集委員会に報告しなければならない。

(3) 論文等が論文誌に掲載される等の方法で公表された結果、名誉毀損等の民刑事責任を問われることとなった場合には、論文等の提出者のみによって当該紛争を解決しなければならない。協会は、いかなる紛争にも関与しない。

(4) 論文等を送信可能化する場合、著作者は同一性保持権を行使しないことに同意するものとする。

(3) 次年度に向けての改善

19年度に向けて次のように改善することにした。

- ① ファカルティ・ディベロップメントの一環としての教育改善とIT活用であることを申込者にわかりやすいように、過去の論文が掲載してあるホームページの所在を募集要項に明示する。
- ② 発表の範囲は大学・短期大学の正規授業で、単位認定科目であり、通信教育課程は含めない旨、箇条書きで募集要項に明示する。
- ③ 発表会での選考ポイントを問題の所在、教育改善の内容と方法、教育実践による改善成果、成果の発展性に改め、発表申込み時に記述する発表内容にも本項目を使用する。